

平成 30 年 7 月 25 日

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

当社は、女性活躍推進法（注 1）に基づき、下記の通り一般事業主行動計画（注 2）を作成しました。

当社の従業員の皆さんにおかれましては、行動計画の達成に向けご理解とご協力をお願い致します。

注 1：女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間事業主（一般事業主）の各主体の女性の活躍推進に関する責務等を定めた『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律』（以下、女性活躍推進法という。）が平成 28 年 4 月より全面施行されています。

注 2：現在、従業員数 301 人以上の企業に行動計画作成の義務付けがされていますが、政府は従業員数 101 人以上 300 人以下の企業にも行動計画作成を義務付ける検討に入り、2020 年の運用開始を目指しています。

当社の行動計画

1. 計画期間 平成 30 年 8 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

2. 当社の課題

- (1) 女性の技術職が少なく、また、新卒学卒者の応募がない。
- (2) 女性のほとんどが事務職として採用されている。

3. 目標と取組内容

目標 1：技術職で新卒学卒者の女性を一人以上採用する。

【取組内容】

- ・ 技術職への女性応募を増やすため、学生向けのパンフレットの作成を検討する。
- ・ 広報媒体や説明会等を通じて、当社の仕事の魅力や両立支援制度の利用状況等を積極的に発信する
- ・ 社外ホームページに、可能な限り詳細な会社の情報・仕事内容を掲載する。